

令和 7 年度

官民連携新技術研究開発事業公募要領

農村振興局
整備部設計課施工企画調整室

農林水産省

令和 7 年 12 月

目 次

1 総則	P. 1
2 事業の概要	P. 1
(1) 目的	(2) 応募対象となる研究開発課題
(3) 研究開発期間	(4) 事業の実施に要する経費
(5) 応募資格	
(6) 重複応募・重複研究開発参画について	
3 応募手続	P. 3
(1) 応募者	(2) 必要書類
(3) 応募受付期間、応募先等	
4 研究開発課題の選定	P. 4
(1) 審査の方法及び手順	(2) 審査基準
5 認定	P. 4
(1) 認定の方法	(2) 事業の実施に要する経費の内容
6 研究成果	P. 5
(1) 成果報告書	(2) 研究開発課題の評価
(3) 成果の普及	
(4) フォローアップ調査	
7 主な留意事項	P. 5
(1) 事業実施要綱・要領等	(2) 補助金の支出可能日
(3) 人件費の算定	

官民連携新技術研究開発事業 公募要領

1 総則

官民連携新技術研究開発事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

2 事業の概要

(1) 目的

近年の各分野での技術振興の重要性の高まりに対応し、これまで農業農村整備事業の分野においても新技術の導入等に積極的に取り組んでいるところですが、昨今の公共事業の効率的・効果的な実施や国際化の進展に耐え得る競争力の高い農業の育成に対する強い要請から、更なる新技術の開発及び普及が必要となっています。

このため、農業農村整備事業の一層効率的な推進に資する新技術の開発を、官民の密接な連携の下に進めていくことを目的としています。

(2) 応募対象となる研究開発課題

応募対象となる研究開発課題は、農業農村整備事業の効率的実施に資する課題で、以下のアからオまでに該当するものとします。事業現場から要望のあったものについて事例を記載していますが、これらの事例以外の課題についても対象とします。

なお、以下のアからオの課題のうち、カーボンニュートラルの実現に資する脱炭素、環境負荷軽減等に関する技術開発の場合については、優先的に採択することとします。

ア 農地の大区画化・汎用化に資する技術

事 例

- ① I C T やセンシング技術を活用した農地の用排水管理技術の開発
- ② 広域な地域全体で水資源を効率的に制御する水利システム技術の開発
- ③ 営農者が管理しやすい圃場の整備技術の開発

イ 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための適切な保全管理に資する技術

事 例

- ① 農業水利施設等の不可視・難アクセス部に係る監視・点検・診断技術の開発
- ② 新材料の導入による補修・補強技術の開発
- ③ 農業水利施設等における材料の長期強度を考慮した要求性能を満足する設計手法の開発
- ④ 農業水利施設等の劣化予測技術の開発
- ⑤ 農業水利施設等の効率的かつ効果的な監視・点検・診断技術及び施工技術

ウ 土地改良施設の耐震強化等に資する技術

事 例

- ① 強震動に対する農業水利施設の耐震性評価・対策技術の開発
- ② パイプラインの耐震対策技術の開発
- ③ 農地・農業用施設の浸水被害軽減手法の開発

エ 小水力発電等の農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進に資する技術

事 例

- ① 低落差・高効率なマイクロ、ナノ水力発電技術の開発
- ② 農業水利施設や園芸施設等における太陽光・熱エネルギー利活用技術の開発

オ 農業収益力向上に資する先進的な基盤整備に係る技術

事 例

- ① 農業機械の自動化技術に対応した基盤整備技術の開発
- ② 電源や水源が乏しい傾斜地ほ場等における省エネルギー型かんがいシステム技術の開発
- ③ 営農・経営形態の変化を踏まえた水需要予測技術及び水管理技術の開発
- ④ 農地情報等を用いた広域的な農地整備計画策定手法と効率的な農地利用調整手法の開発

(3) 研究開発期間

研究開発の実施期間は、1課題につき3年以内とします。

ただし、実施期間内に成果を上げることが困難と考えられる場合及び実証試験後の施設等の経過に係る監視等が必要な場合にあっては、この限りではありません。

(4) 事業の実施に要する経費

「官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱」(令和4年3月30日付け3農振第2555号農林水産事務次官依命通知)の規定を十分に確認のうえ、事業の実施に要する経費を算定してください。

1課題当たりの事業実施に要する経費は、特に上限を設けるものではありません。事業の実施に要する経費に対する1/2以内の補助を行います。

ただし、応募課題数によっては、認定する際に本事業の予算の範囲内において経費の調整が必要な場合があるとともに、2年目以降の予算については担保されているものではなく、国が各年度の予算要求を行う過程の中で変更が生じる場合もありますので、御留意願います。

事業実施期間の各年度の経費については、事業の効率的な執行のため、1年目：3割程度、2年目：4割程度、3年目：3割程度を基本としてください。

さらに、審査段階において、各経費区分の内訳について、研究開発による予測成果に対する費用として妥当であるか否かの確認をするため、経費の根拠についても提示していただくことになります。

(5) 応募資格

応募には、以下の要件を満たす必要があります。

ア セクターAは、2以上で研究組織（以下「新技術研究開発組合」という。）を設け、農業農村整備に関する試験研究を行っているセクターB又はCの者と共同研究を行うこと。

セクターA 民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、共同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人等）

セクターB 国立研究開発法人

セクターC 大学

イ 研究開発を最後まで遂行できる財政的健全性及び組織体制を有していること。

ウ 研究開発の推進に係る運営管理、関係機関との相互調整、知的財産に係る事務処理等を行う能力・体制を有していること。

エ 以下の要件を満たす研究者（以下「研究総括者」という。）を有していること。

① 高い研究開発上の見識と管理能力に加え、研究開発計画の企画立案、実施、成果管理の全てについて検討・評価を行うことができる能力を有していること。

② 長期出張により長期間研究が実施できない場合又は定年等により研究組織を離れる場合のないこと。

(6) 重複応募・重複研究開発参画について

同一の課題名又は内容で、既に農林水産省若しくは他省庁等の研究制度による採択を受けている場合又は採択が決定している場合には、申請できません。

また、本事業について同一の者が研究総括者として2件以上申請することはできません。

なお、同一の者が研究の分担者として複数課題に参画することは差し支えありません。

3 応募手続

(1) 応募者

応募は、新技術研究開発組合のうち代表組織の長が行うものとします。

(2) 必要書類

応募には、以下の書類等が必要です。

作成に当たっては、Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint により日本語で記入し、A4 版、片面印刷で、通しページを下段中央に付してください。

ア 官民連携新技術開発事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）

書類・・・1部（15枚程度）

※押印は不要とします。

※様式については、「官民連携新技術研究開発事業実施要領」（平成9年4月1日付9
構改D第165号農林水産省農村振興局長通知）を参照してください。

※なお、作成に当たっては別添の記入例を参考にしてください。

イ ヒアリング審査用のプレゼンテーション資料

ヒアリング審査時において提案課題の概要を説明していただくための資料です。図、表、
写真等を用い、概要が簡潔にわかるもの。

書類・・・1部（15枚程度）

ウ 新技術研究開発組合を構成する各社の定款、寄付行為又は業務方法書等の規約

書類・・・1部

エ 新技術研究開発組合を構成する各社の財政諸表関係書類

資産及び負債に関する事項を記載した書類（貸借対照表）

収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類（損益計算書）

書類・・・1部

オ その他参考となる資料

研究開発課題の補足する資料がありましたら提出してください。

カ 必要書類の電子データ

上記ア～オの電子データを、事業実施計画書提出時に CD-R にて提出してください。

CD-R・・・1枚

(3) 応募受付期間、応募先等

ア 事業実施計画書等（本公募要領3（2）のア～カに関する資料）の受付期間

令和7年12月9日（火）～令和7年12月26日（金）【必着】

応募受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）10:00～17:00

イ 応 募 先：〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室

設計基準班設計基準第2係

電話：03-3502-8111（内線5569）

（留意事項）

- 郵送等で応募する場合、配達等の都合で締切時刻までに届かないことがありますので、期限に余裕を持って送付されるよう御注意ください。また、FAXや電子メールによる応募は不可とします。
- 本応募要領に示された様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は認められません。
- 事業実施計画書に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。また、応募書類の差し替えは固くお断りします。
- 提出された応募書類等は返却いたしません。
- 応募内容に関する秘密は厳守いたします。

4 研究開発課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

令和7年12月下旬（予定） 書面審査による審査対象案件の選定

令和8年1月中旬（予定） プレゼンテーションによるヒアリング審査

1月下旬（予定） 認定課題決定

※補助金の支出は、この後の割当内示、交付申請書の提出、
交付決定通知の事務手続を経て、支出可能となることに御
留意ください。

ア 審査対象案件の選定

提出された事業実施計画書を基に、農村振興局が応募要件の確認等を行います。ヒアリ
ング審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡いたします。

イ ヒアリング審査

申請課題との利害関係のない外部専門家を構成員とする官民連携新技術研究開発事業審
査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、研究総括者に対するヒアリング審査を
実施します。

(2) 審査基準

審査のポイントは、以下のとおりです。

(必要性)

- ・ 研究開発課題の独創性、革新性、先導性
- ・ 実用化・事業化への発展可能性
- ・ 施策・現場ニーズを踏まえた研究開発としての妥当性

(効率性)

- ・ 研究開発計画の効率性・妥当性
- ・ 研究開発の手段やアプローチの妥当性

(有効性)

- ・ 事業の低コスト化や技術的課題の解決の可能性
- ・ 研究開発成果の現場実装、普及の可能性

審査結果（認定又は認定不可）については、認定課題決定後、速やかに研究総括者にお
知らせします。

また、審査委員会の委員については、非公開とします。

※ 実施の手続については、「官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱」及び「官民
連携新技術研究開発事業実施要領」を参照ください。

5 認定

(1) 認定の方法

審査委員会におけるヒアリング審査結果を基に、農村振興局長が、予算の範囲内で認定を
行います。

(2) 事業の実施に要する経費の内容

この事業の実施に要する経費及びこれに対する補助率は、以下のとおりです。

ア 研究開発費（補助率1/2以内）

① 研究員費（研究に従事するもの（役員を除く。）の研究時間に対する経費）

なお、国立研究開発法人の試験研究機関において、国や地方公共団体から人件費を支
給されている場合は、本事業において研究員費を計上することはできませんので御注意
願います。また、大学の研究者が参画する場合、大学の兼業規定に該当する場合がある
ことから、申請に当たっては、事前に手続について確認していただくようお願いします。

- ② 施設・備品費（機械・装置若しくは工具・器具・備品の購入、外注加工、試作、改良、据付け、修繕又は保守に要する経費）
- ③ 試験研究費（他の項目に属さない経費のうち、旅費、原材料費、副資材費、依頼分析費、消耗品費、賃金等）

イ 実証試験費（補助率 1/2 以内）

- ① 実証試験工事費

実証試験に係る工事のうち測定機器設置にかかる経費等

（なお、通常の土地改良事業に要する経費より増加することとなる部分に限り、当該工事の 1/6 を限度とします。）

- ② 機能監視費（実証試験に係る工事により造成した施設等の機能監視に要する経費）

6 研究成果

（1）成果報告書

研究開発を実施した研究開発組合における代表組織の長は、毎年度、成果報告書を農村振興局長に提出していただきます。

（2）研究開発課題の評価

実施された研究開発課題については、当該研究開発課題の研究開発期間の最終年度に研究開発成果に対する評価を実施します。ただし、機能監視を行う場合にあっては、機能監視を行う前年度に実施します。

（3）成果の普及

評価を受けた研究開発課題については、農業農村整備の事業現場に普及するために、研究成果の概要を取りまとめた資料を作成していただき、農林水産省のウェブサイト上で公表することとしております。また、農業農村整備事業の関係者に研究成果を広く知るために、成果説明会を開催する場合においては、これに御協力していただくことになります。

（4）フォローアップ調査

研究開発完了後、実施された研究開発課題の普及状況の把握等のために毎年フォローアップ調査を実施しますので、これに御協力していただくことになります。

7 主な留意事項

（1）事業実施要綱・要領等

補助事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、「官民連携新技術研究開発事業補助金交付等要綱」及び「官民連携新技術研究開発事業実施要領」に従って実施していただくことになります。

（2）補助金の支出可能日

研究開発に係る経費の支出が可能となる日は、交付決定通知日以降となります。

（3）人件費（研究員費）の算定

人件費の算定に当たっては、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従って算定していただくことになります。